

茨城県報 第214号

平成3年2月7日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課)	1
●青少年に有益な興行の推奨(県民生活課)	2
●被爆者一般疾病医療機関の指定及び辞退(保健予防課)	2
●茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程(農業経済課)	3
●保安林の指定の解除の予定(2件)(林業課)	10
●定款変更の認可(農地管理課)	10
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	10
●道路の供用開始(2件)(")	11
●事業計画の変更の認可(4件)(都市施設課)	12

公 告

●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課)	14
●道路の位置の指定(")	16
●建築許可に関する聴聞(2件)(")	16

正 誤

●平成3年1月24日付茨城県報第210号中	17
-----------------------------	----

告 示

茨城県告示第125号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医等
茨国歯 2 2 7 8	H. 3. 1. 18	平 塚 亮 文
茨国薬 1 7 5 4	H. 3. 1. 18	佐 藤 敏 子
茨国薬 1 7 5 5	H. 3. 1. 18	堤 真 理 子
茨国薬 1 7 5 6	H. 3. 1. 18	山 田 二 三 子

茨城県告示第126号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成3年2月7日

竹 内 藤 男

- 1 推奨番号 6
- 2 種類 映画
- 3 名称(題名) 四つの終止符
- 4 制作 劇団G M G映画制作委員会
- 5 配給 茨城映画センター
- 6 推奨年月日 平成3年2月7日
- 7 理由 ろう少年が母親殺しの疑いをかけられ、耳が聞こえないがゆえに無実を晴らすことができず、追いつめられ、やり場のない孤独と悲しみの中で自らの命を絶つ。「ぼくの耳は聞こえませんが、みんなの耳も聞こえませんでした。でもだれもうらみません。さようなら」一通の遺書を残して……。
ろうあ者の問題、コミュニケーションとは、人間の交わりとは、差別・人権とはなどについて描かれた作品で、青少年の情操を高め豊かな人間性を養う上で有益である。
- 8 推奨対象 中学生以上

茨城県告示第127号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)第14条の3第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定し、同条第2項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久 保 医 院	行方郡牛堀町牛堀8 2 1-1	平成2年11月1日
つくば三井ビル皮膚科	つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビル4 F	平成2年8月1日
医療法人社団双愛会 つくば双愛病院	稲敷郡茎崎町高崎1 0 0 8	平成3年1月10日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
久 保 医 院	行方郡牛堀町牛堀12	平成2年10月31日

茨城県告示第128号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程を次のように定める。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程

(趣旨)

第1条 知事は、系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に基づく中山間地域活性化資金を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内において、利子補給を行うものとし、その利子補給金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定議)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域活性化資金 要綱第2の2に規定する資金をいう。
- (2) 融資機関 要綱第3の2に規定する者をいう。

(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)

第3条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

- (1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

資金の種類		貸付対象者	A		B
			貸付金のうち 2億7千万円 までの部分	貸付金のうち 2億7千万円 を超える部分	
加工流通施設 整備資金	融資機関が要綱第3の2のア、ウ及びオの場合		年0.85%	年0.35%	年0.35%
	融資機関が上記以外の場合		—	—	—
保健機能増進 施設整備資金	融資機関が要綱第3の2のア、ウ及びオの場合		年2.3%	年0.6%	年0.6%
	融資機関が上記以外の場合		年1.45%	—	—

(注) 1 Aとは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 Bとは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	
	農業協同組合等	左記以外の者
要綱第3の2のア、ウ及びオの場合	年 2.3 %	年 3.3 %
上記以外の場合	年 1.45 %	年 2.45 %

(注) 農業協同組合等とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで(以下「上期」という。)及び7月1日から12月31日まで(以下「下期」という。)の各期間における中山間地域活性化資金につき、第3条に規定する利子補給率の区分ごとに算出した融資平均残高(上期又は下期におけるその期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365で除して得た金額をいう。以下同じ。)に対しそれぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給契約の締結)

第5条 知事は、あらかじめ融資機関との間に利子補給契約を締結するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、中山間地域活性化資金の借入申込みがあったときに、中山間地域活性化資金利子補給承認申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定の通知)

第7条 利子補給金の交付決定の通知は、中山間地域活性化資金利子補給交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(利子補給の辞退)

第8条 利子補給金の交付の申請をした者は、前条の規定による利子補給金の交付決定の通知を受けた後に、当該交付決定の対象となった貸付けを行わないこととなったときは、中山間地域活性化資金利子補給辞退届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(貸付内容の変更)

第9条 第7条の規定により利子補給金の交付決定の通知を受けた者(以下「貸付者」という。)は、当該利子補給の対象となった貸付けの内容を変更しようとするときは、あらかじめ中山間地

域活性化資金利子補給変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利子補給金の支払)

第10条 貸付者は、利子補給金の支払を受けようとするときは、上期分については7月31日までに、下期分については1月31日までに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 中山間地域活性化資金利子補給金交付申請書(様式第4号)

(2) 必要に応じ知事の指示する書類

(利子補給金の打ち切り又は返還)

第11条 知事は、中山間地域活性化資金を借り受けた者がその借入金を目的に反して使用したときは、貸付者に対する利子補給の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、貸付者がこの規程又はこの規程に基づく利子補給契約の条項に違反したときは、貸付者に対する利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 貸付者は、知事が当該貸付者の行った中山間地域活性化資金の貸付けに関し報告を求めた場合又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号

中山間地域活性化資金利子補給承認申請書

茨城県知事

殿

年 月 日
 主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 氏 名

㊤

次の中山間地域活性化資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。

貸付け相手方	貸付予定額 (円)	資金の種類	貸付金の用途	貸付予定時期 年 月 日	貸付利率 %	利子補給率 %	据置期間	第 1 回 元金償還期日	償還期限	元金償還方法		債務保証	
										初回金額 (円)	2回以降 金額(円)	有	無
				年 月 日	%	%							
				年 月 日									
				年 月 日									
				年 月 日									
				年 月 日									
				年 月 日									

- 注 1 債務保証委託とは、茨城県農業信用基金協会等に対するものをいう。
 2 中山間地域活性化資金借入申込書及び事業計画書の写しを添付すること。
 3 市町村長は農業協同組合等の意見書を添付すること。

(B4版)

様式第 2 号

中山間地域活性化資金利子補給交付決定通知書

殿

第 号
年 月 日

茨城県知事

年 月 日 に申請のあった中山間地域活性化資金利子補給承認申請については、審査の結果、同申請書に添付された事業計画の実施を条件として次のとおり交付することと決定したので通知します。

承認 番号	貸 け の 相 手 方	貸 付 予 定 額 (円)	資 金 の 種 類	貸 付 金 の 使 途	貸付予定時期		貸付利率 %	利 子 補 給 率 %	据 置 期 間	第 1 回 元 金 償還期日	償還期限	元 金 償 還 方 法		債 務 保 証 委 託	
					年 月 日	年 月 日						年回数	初回金額 (円)		2 回以降 金額(円)
					年 月 日	年 月 日	%	%						有	無
					年 月 日	年 月 日	%	%							
					年 月 日	年 月 日	%	%							
					年 月 日	年 月 日	%	%							
					年 月 日	年 月 日	%	%							
					年 月 日	年 月 日	%	%							

様式第3号

茨城県知事殿
中山間地域活性化資金利子補給申請書
変更承認申請届

年月日

年月日付第 号をもって交付決定通知のあった貸付けについて、次のとおり変更(辞退)したいので申請(届出)します。

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

印

変更区分	※承認日	承認年度	承認番号	貸付けの相手方

変更(辞退)の理由

貸付条件変更	貸付金額(千円)	資金の種類	貸付金の用途	貸付利率(%)	利子補給率(%)	第1回元金償還期日	償還期限	元金償還方法		債務保証
								年回数	初回金額(千円)	
承認条件										
変更条件										

実施の変更	承認事業計画
	変更事業計画

※ 県決定

- (注) 1 題名の「変更承認申請書」と「辞退届」とのいずれか一方を抹消すること。
 2 貸付条件の変更の場合は、承認条件欄には当初の利子補給承認書から全項目を転記すること。
 3 貸付条件の変更の場合は、変更条件欄には変更項目のみ記入すること。
 4 辞退の場合は、変更条件欄の貸付金額を「0」と記入すること。
 5 ※印欄には記入しないこと。

様式第 4 号

年度 期中山間地域活性化資金利子補給金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 氏 名 (印)

年度 期中山間地域活性化資金利子補給に係る事業が完了したので、下記のとおり利子補給金を交付されたく申請します。

記

申請金額 円

中山間地域活性化資金利子補給金計算表

融資機関名 年 月 日現在 計算期間 年 月 日～ 年 月 日

承認 年度	資金区分		貸付 先名	期首 約定 残高	異動 日	期中 貸付 額	期 中 償 還 額		期中 延滞 額	利子 補給 対象 約定 残高 (A)	日 数 (B)	積 数 千円 (A)×(B)	平均 融資 残高	利子 補給 率	利 子 補 給 金
	種 類	貸付対象者					約 定	期 前							
		A・B の 別 農 業 協 同 組 合 等 の 該 当													

受 領 方 法

- (1) 直 接 払
- (2) 隔 地 払
- (3) 口座振替払 (下記のとおり)

振 込 先 銀 行	銀 行 店
-----------	-------

(注) (1) 上記のいずれかに○印を付すこと。

(2) 口座振替払を希望するときは、銀行名等を記入すること。

(B 4 版)

茨城県告示第129号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
東茨城郡桂村赤沢字上川原552の5, 552の6
 - 2 指定された目的 水害の防備
 - 3 解除の理由 土地改良事業用地とするため
-

茨城県告示第130号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大野村大字荒井字中352の13
 - 2 指定された目的 飛砂の防備
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
-

茨城県告示第131号

平成2年6月8日付けで潮来出島土地改良区から申請のあった定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成3年1月31日認可した。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成3年2月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸茂木線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市田野町字大井真土 2711 番地先から	旧	メートル 最大 18.6	メートル 1,686.0	
		最小 3.0		
水戸市成沢町字今鹿島 903 番 1 地先まで	新	最大 18.6 最小 3.0	1,686.0	バイパス新設による区域変更
		最大 45.0 最小 12.6	1,700.0	

茨城県告示第 133 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 3 年 2 月 7 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 3 年 2 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗道今鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市大字西高野字長丁 1074 番 2 地先から	旧	メートル 最大 10.5	メートル 970.0	
		最小 5.2		
つくば市大字大砂字右エ門二郎 1596 番 2 地先まで	新	最大 16.0 最小 5.2	970.0	迂回路設置による区域変更

茨城県告示第 134 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 3 年 2 月 7 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 3 年 2 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 宗道今鹿島線
- 2 供用開始の区間 つくば市大字西高野字長丁1074番2地先から
つくば市大字大砂字右エ門二郎1596番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年2月8日

~~~~~

#### 茨城県告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成3年2月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡茨城町大字秋葉字半田61番1地先から  
東茨城郡茨城町大字秋葉字往還添798番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成3年2月7日

~~~~~

茨城県告示第136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変
更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 つくば市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和63年茨城県告示第1131号研究学園都市計画道路事業
3・4・27号 妻木上野線
 - 3 事業施行期間 昭和63年8月11日から平成5年3月31日まで
 - 4 事業地
収用の部分 変更なし
- ~~~~~

茨城県告示第 137 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 3 年 2 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和54年茨城県告示第292号土浦阿見都市計画道路事業
3・4・16号 土浦駅西通り線
 - 3 事業施行期間 昭和54年3月1日から平成5年3月31日まで
 - 4 事業地
収用の部分 変更なし
-

茨城県告示第 138 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 3 年 2 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 取手市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和48年茨城県告示第56号取手都市計画道路事業
3・4・3号 上新町環状線
 - 3 事業施行期間 昭和48年1月18日から平成5年3月31日まで
 - 4 事業地
収用の部分 変更なし
-

茨城県告示第 139 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 3 年 2 月 7 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 藤代町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和57年茨城県告示第1538号取手都市計画道路事業
3・4・22号 中内大塚線
- 3 事業施行期間 昭和57年11月15日から平成6年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分 変更なし

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市天神林町847番1, 848番3, 849番1, 864番, 同番1, 865番, 867番, 868番, 869番, 870番, 871番, 同番1, 872番, 873番, 874番, 875番, 876番, 877番, 878番, 879番1, 同番口, 880番1, 同番口, 881番, 882番, 883番, 885番, 886番, 887番, 同番1, 888番, 889番, 890番, 891番, 893番, 896番, 897番, 898番, 899番1, 同番口, 900番, 901番1, 同番口, 902番1, 同番口, 903番, 同番内1, 904番, 同番1, 950番1, 952番, 953番, 1212番, 1213番, 1214番, 1216番1, 1217番1, 同番2, 同番3, 1218番, 1219番, 1220番, 1221番, 1226番1, 1227番3, 1575番口, 1576番, 同番1, 1577番, 1578番, 1653番, 1654番, 同番1, 1659番, 1666番, 1667番, 1668番, 1669番, 1670番1, 同番2, 同番3, 1671番, 1672番, 1673番, 1674番, 1675番, 1676番, 1677番1, 同番4, 1708番3, 同番4, 1724番3, 1725番1, 1728番3, 同番5, 1735番, 同番1, 1736番, 1737番, 1738番, 1739番, 同番1, 1746番, 同番1, 1747番, 1748番, 1749番, 1750番, 1751番, 1752番, 1753番, 1754番, 1755番, 1756番, 1757番, 1758番, 1759番, 1760番, 1761番, 1762番, 1763番, 1764番, 1765番, 1766番, 1767番, 1768番, 1769番1

2 事業主の住所及び氏名

日立市多賀町2丁目10番7号

日立都市開発株式会社

代表取締役 高 倉 信 雄

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
取手市桑原字桑原680番1, 681番1, 678番1, 同番5, 同番6
 - 2 事業主の住所及び氏名
千葉県松戸市きよしヶ丘2丁目21番地の3
株式会社 徳川
代表取締役 柴 田 則 康

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神栖町大字東深芝2番11（B工区）
 - 2 事業主の住所及び氏名
神栖町大字東深芝2番3
関東グレーンターミナル株式会社
代表取締役社長 行 木 陽 一

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
古河市大字新久田字ククヤ台206番1
 - 2 事業主の住所及び氏名
古河市鴻巣2-2
株式会社 白楽商事
代表取締役 岩 崎 誠 一

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西茨城郡友部町鯉淵字十ノ割6238番1, 6239番1, 6240番5, 同番6, 字十の割  
6271番13, 同番25, 同番26, 同番27
- 2 事業主の住所及び氏名  
西茨城郡友部町東平4丁目5番44号  
伸光不動産株式会社  
代表取締役 鈴 木 伸 岳

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡千代川村大字鎌庭字木仙房 2 0 7 1 番, 2 0 7 2 番 2, 同番 3, 同番 9
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都府中武蔵台 3 丁目 1 6 番地の 1  
株式会社 秀和  
代表取締役 平 田 文 男

~~~~~

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第 54 号	3. 1. 30	(株)メルヘン ンロッジ (代) 今野 オー	東京都新宿区新 宿 5 - 17 - 11	鹿島郡鉾田町大字大和 田字宇都字坂 1392 - 5, 35	メートル 6.20	メートル 58.80

~~~~~

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成3年2月7日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成3年2月21日 午前11時
  - 2 聴 聞 場 所 つくば市小野川 1 6 番 2
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
危険物貯蔵施設（研究所）の増築
  - 4 申請者住所氏名 つくば市小野川 1 6 番地 2  
国立環境研究所 所長 小 泉 明
  - 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造 5 階建 新築  
申請延面積 2 5, 2 6 9. 6 5 平方メートル
  - 6 敷 地 面 積 2 2 8, 0 0 0 平方メートル
  - 7 建築物の位置 つくば市小野川 1 6 番 2
- ~~~~~



- 1 聴 聞 期 日 平成3年2月13日 午後1時30分
- 2 聴 聞 場 所 竜ヶ崎市字光順田2831番1
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
自動車修理工場の新築
- 4 申請者住所氏名 取手市5丁目6番19号  
服 部 正一郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 新築  
申請延面積 646.45平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1,416.48平方メートル
- 7 原 動 機 新設 17.4キロワット
- 8 建築物の位置 竜ヶ崎市字光順田2831番1

正 誤

●平成3年1月24日付け茨城県報第210号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤         | 正         |
|-----|-------|-----------|-----------|
| 5   | 上から22 | 平成3年2月10日 | 平成3年2月20日 |



毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)